

消費者契約法(実体法部分)に関するこれまでの審議会等報告書の概要

平成26年11月 消費者委員会事務局

| 年月 (平成) | 報告書名 | 概要 |
|------------|---|---|
| 10年 1月 | 第16次国民生活審議会 消費者政策部会中間報告 | 国民生活審議会では、平成9年7月に消費者政策部会の下に消費者契約適正化委員会を設け、①消費者契約の適正化のための民事ルールの具体的内容、②民事ルールの実効性を確保するための方策（紛争解決のための具体的な方策など）を柱として調査審議を行い、平成10年末を目途に報告を取りまとめることとした。そのうち、①についての検討状況の中間報告。 |
| 11年 1月 | 第16次国民生活審議会 消費者政策部会報告 | 中間報告の検討の視点のみならず、意見聴取において表明された指摘や関係各界における様々な観点に基づく活発な議論を踏まえ、消費者契約法と規制緩和との考え方、さらには、今後の消費者政策の在り方等を視野に入れつつ、本法の具体的内容及びその実効性を確保するための方策について、検討された成果を取りまとめたもの。 |
| 11年 11月 | 第17次国民生活審議会 消費者政策部会消費者契約法 検討委員会報告 | 第16次部会報告を踏まえ、消費者契約法の具体的内容について、国民的合意の早急な形成を目指すこととし、早期の立法化を実現するため、消費者政策部会の下に、幅広い関係者によって構成される消費者契約法検討委員会を設置して、消費者契約に関する重要事項、無効とされるべき契約条項の内容、適用対象の範囲など残された課題について、具体的な検討を実施。消費者契約法を制定するに当たっての基本的な考え方について得た結論を報告。 |
| 19年 8月 | 第20次国民生活審議会 消費者契約法の評価及び論点 の検討について | 平成18年11月、国民生活審議会消費者政策部会に消費者契約法評価検討委員会が設置され、関係団体から意見を聴取するとともに、消費者契約法の評価及び論点の検討を行った。その議論の方向性について取りまとめたもの。 |
| 20年 3月 | 内閣府 平成19年度消費者契約におけ る不当条項研究会報告書 | 消費者契約法に抵触して是正されるべき契約条項や、正面から抵触するものではないが消費者の利益を不当に害するおそれのある条項を、これまでの裁判例や消費者トラブルの実態を踏まえて、業種横断的に検討したもの。 |
| 24年 6月 | 消費者庁 消費者契約法(実体法部分)の運 用状況に関する調査結果報告 | 消費者契約法に関する見直しに当たっては、検討を要する論点の抽出・把握を行うことが不可欠であるところ、消費者契約に係る裁判例及び裁判外紛争解決機関における事例等の収集・分析等を行い、もって、同法の課題の所在を明らかにし、同法に関する見直しに当たっての基礎資料とすることを目的とした調査。 |
| 25年 8月 | 内閣府消費者委員会 「消費者契約法に関する調査 作業チーム」論点整理の報告 | 消費者委員会では、平成23年8月に「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」を行い、早急に消費者契約法の改正の検討作業に着手することを求め、本格的な調査審議を行いうる体制が整うまでの間、論点の整理や選択肢の検討等の事前準備を行うための「消費者契約法に関する調査作業チーム」を平成23年12月に設置。1年半にわたる討議を踏まえ、取りまとめたもの。 |
| 26年 10月 | 消費者庁 消費者契約法の運用状況に関 する検討会報告書 | 消費者庁は、平成26年3月に「消費者契約法の運用状況に関する検討会」を立ち上げ、消費者契約法の運用状況を把握するため、同法に関する裁判例、相談事例、ADR（裁判外紛争解決手続）事例など様々な事例を収集し、論点の整理を行った。その結果として、取りまとめたもの。 |